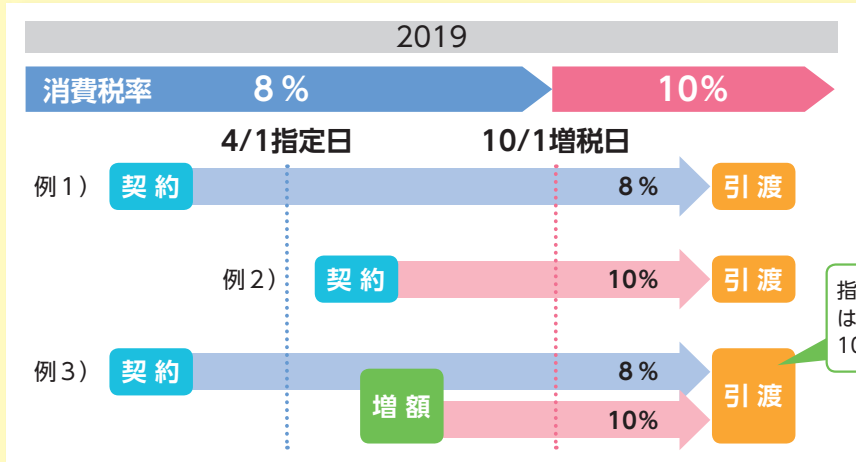


消費税増税と工事請負契約

経過措置の具体的なイメージ

請負契約の経過措置

消費税10%の増税日(2019年10月1日)の半年前の4月1日を指定日として、その前日の3月31日までに契約をすれば、増税日以降の引き渡しでも消費税は8%となります。



もちろん、増税日より前に引き渡しする工事代金の消費税率は8%です。

指定日以降の増額は「増額部分のみ」10%となります

経過措置の適用を受ける場合の書面通知

経過措置の適用を受ける工事を行った事業者は、経過措置が適用された工事であることを相手方(お客様)に書面で通知することとされています。なお、この通知は請求書に経過措置の適用を受けた工事である旨を記載することでも良いとされています。

<< 記載文例 >>

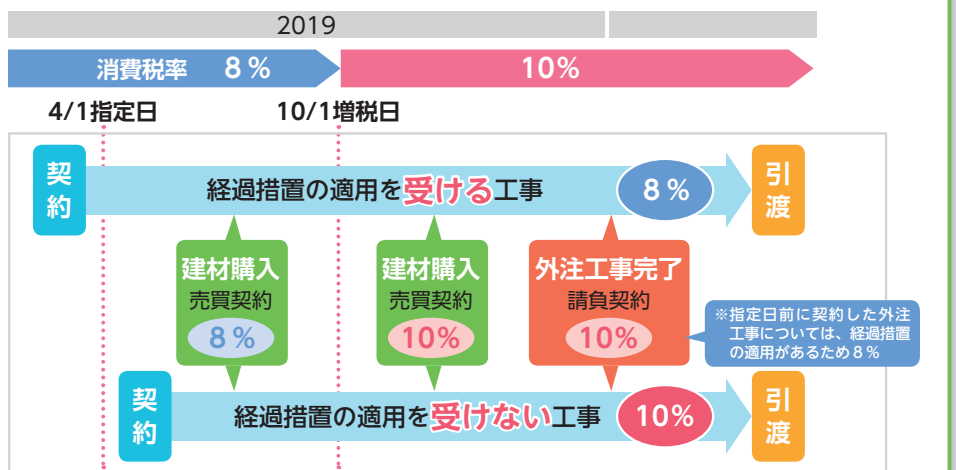
消費税法経過措置に基づき、請負代金の額は、消費税率8%として算出しています。

余裕を持った工期設定をしましょう

建設工事は様々な事情により予定していた工事完了引き渡し日が変更になることがあります。特に、経過措置を受けず、増税前の引き渡しを予定している工事では、万一の工期延長で増税後の引き渡しにならないよう、余裕をもった工期を設定しましょう。

施工者の仕入れ税額控除

建材等の購入費や外注費など事業上の経費で、施工者が一時負担した消費税相当額は、仕入れ税額控除の対象となります。仕入れは売買契約、請負契約のいずれの場合でも、原則、その物や工事の「引渡し」を受けた時点の消費税率で控除します。



売買契約による仕入れ(建材など)

建材の購入など売買契約による仕入れは、その物品の引渡しを受けた日の税率が適用されます。

請負契約による仕入れ(外注工事)

専門事業者への外注など請負契約による仕入れは、その専門業者の施工部分の引渡しを受けた日の税率が適用されます。ただし、工事請負契約であるため、その外注工事契約が指定日より前に締結されている場合は、経過措置の対象となります。